

○東京藝術大学芸術情報センター教員の任期更新時の再任評価
実施要項

平成19年12月10日
芸術情報センター
運営委員会決定

改正 平成25年10月24日 平成31年1月8日

(趣旨)

第1 この実施要項は、東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則第7条の規定に基づき、芸術情報センター教員の任期更新時における再任評価（以下「再任評価」という。）の実施に関し、評価項目、評価基準及び評価の実施手順等の必要な事項を定める。

(評価項目)

第2 評価項目は、次のとおりとする。

- 1 研究業績
- 2 教育業績
- 3 大学運営上の貢献
- 4 社会貢献
- 5 その他

(評価基準)

第3 第2で示した項目の評価は、別紙1により行うものとする。

- 1 更新可とする者は、各項目評価において、「A」が1つ以上又は「B」が3つ以上ある者とする。

(再任評価の実施手順)

第4 再任評価の実施手順は、次のとおりとする。

- 1 教員は、任期の付されている期間の活動状況を基に業績調書（別紙2）を作成し、任期満了の1年5月前までに芸術情報センター長（以下「センター長」）に提出するものとする。
- 2 センター長は、芸術情報センター運営委員会において再任評価の審議を1年4月前までに行うものとする。
- 3 芸術情報センター運営委員会の審査結果に疑義が生じた場合（再任不可を含む。）は、センター長が複数の外部委員を含む再任評価審査委員会を設置し、審査を付託するものとする。
- 4 センター長は、芸術情報センターの再任評価の審査結果を1年2月前までに学長へ報告するものとする。

附 則

この要項は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年1月8日から施行する。

別紙 1

再 任 評 価 基 準

1. 評語

A：特に優れている
B：水準に達している
C：改善を要する

2. 評価項目

項 目	A	B	C
(1) 研究業績			
(2) 教育業績			
(3) 大学運営上の貢献			
(4) 社会貢献			
(5) その他			

※再任を可とされる者

次に掲げる者は、再任評価基準に達した者とする。

- ①評価項目において、「A」が1つ以上ある者
- ②評価項目において、「B」が3つ以上ある者

上記の①又は②の基準に達しない者は、再任評価審議委員会で審議を要する者とする。

別紙2

業 績 調 書

(元号) 年 月 日現在

氏名 印

1. 研究業績（創作活動、著書、発表論文等）

2. 教育実績（担当授業科目、担当学生数等）

3. 大学運営上の貢献（委員会等活動等）

4. 社会への貢献（教育・研究活動、地域・国際活動、共同・受託研究等）

5. その他（上記項目以外の特記事項等：センターにおけるマネジメント等含む。）

※各項目について細分できない場合、複数項目の記入及び任期の付されている期間外からの活動が続いている場合はその旨記載すること。